北海道アウトドア活動振興推進計画（第５期計画（R3～R7））（案）新旧対照表

資料２

第５期計画（案）	第４期計画	備考
目　次 Ⅰ　計画策定の考え方 １　趣　旨 ２　計画の位置づけ ３　施策推進の視点 （１）人と自然との共生 （２）地域に根ざした個性豊かな人材の育成・確保 （３）北海道らしいライフスタイルの形成 （４）アウトドア活動の振興に資する産業活動の活発化 （５）ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた取組 （６）持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進 （７）アドベンチャートラベルの振興 ４　計画期間 Ⅱ　アウトドア活動を巡る現状と課題 １　アウトドア活動を巡る現状 （１）体験型観光の現状 （２）アウトドア資格制度の現状 （３）アウトドア事業者の現状 （４）エコツーリズムの現状 ２　アウトドア活動を巡る課題 （１）自然環境の保全 （２）安全性の確保 （３）アウトドア資格制度の普及 （４）アウトドア事業者の経営安定化と連携強化 （５）地域の住民生活、産業活動等への配慮 （６）アドベンチャートラベルの振興 Ⅲ　アウトドア活動の振興施策の基本方向及び展開方向 １　アウトドア活動に対する理解の促進 ２　アウトドア資格制度によるガイド及び事業者の育成等 ３　自然とふれあう場の保全 ４　自然とふれあう場の確保、機会の提供 ５　体験型観光の推進 ６　アドベンチャートラベルの推進 Ⅳ　各主体に期待する役割 １　アウトドアガイド及びアウトドア事業者 ２　アウトドア活動を行う者 ３　道　民 Ⅴ　計画の推進 １　推進体制 ２　道民、アウトドア事業者、行政機関などとの連携・協力 ３　推進管理 ＜参考＞ 北海道アウトドア活動振興条例（平成 13 年 10 月 19 日条例第 55 号）	目　次 Ⅰ　計画策定の考え方 １　趣　旨 ２　計画の位置づけ ３　施策推進の視点 （１）人と自然の共生 （２）地域に根ざした個性豊かな人材の育成・確保 （３）北海道らしいライフスタイルの形成 （４）アウトドア活動の振興に資する産業活動の活発化 ４　計画期間 Ⅱ　アウトドア活動を巡る現状と課題 １　アウトドア活動を巡る現状 （１）体験型観光の現状 （２）アウトドア資格制度の現状 （３）アウトドア事業者の現状 （４）エコツーリズムの現状 ２　アウトドア活動を巡る課題 （１）自然環境の保全 （２）安全性の確保 （３）アウトドア資格制度の普及 （４）アウトドア事業者の経営安定化と連携強化 （５）地域の住民生活、産業活動等への配慮 Ⅲ　アウトドア活動の振興施策の基本方向及び展開方向 １　アウトドア活動に対する理解の促進 ２　アウトドア資格制度によるガイド及び事業者の育成 ３　自然とふれあう場の保全 ４　自然とふれあう場の確保、機会の提供 ５　体験型観光の推進 Ⅳ　各主体に期待する役割 １　アウトドアガイド及びアウトドア事業者 ２　アウトドア活動を行う者 ３　道　民 Ⅴ　計画の推進 １　推進体制 ２　道民、アウトドア事業者、行政機関などとの連携・協力 ３　推進管理 ＜参考＞ 北海道アウトドア活動振興条例（平成 13 年 10 月 19 日条例第 55 号）	・「SDGs の推進」「ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた取組」及び「アドベンチャートラベルの振興」に関する項目を追加 ・「アドベンチャートラベルの振興」に関する項目を追加 ・「アドベンチャートラベルの推進」に関する項目を新設

北海道アウトドア活動振興推進計画（第５期計画（R3～R7））（案）新旧対照表

資料２

第５期計画（案）	第４期計画	備考
Ⅰ　計画策定の考え方	Ⅰ　計画策定の考え方	
１　趣旨 　アウトドア活動は、自然とのふれあいを通じて北海道らしいライフスタイルを提供するとともに、心に豊かさや潤いを与え、個性豊かな人材を育み、魅力あふれる地域づくりに貢献し、将来の北海道の自律的な発展を牽引する大きな可能性を有しています。 　豊かな北海道を将来の世代に引き継ぐとともに、アウトドア活動の持っている可能性を最大限に生かした地域づくりを進めるため、道は、平成13年（2001年）10月にアウトドア活動の振興の基本的な方向を示す「北海道アウトドア活動振興条例」（以下「条例」という。）を制定しました。 　この計画は、アウトドア活動の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第７条第１項の規定に基づき策定するもので、平成30年（2018年）度に策定した第４期の「北海道アウトドア活動振興推進計画」に次ぐ第５期の計画として、今後５年間のアウトドア活動の振興に向けた道の施策の方向性を明らかにするものです。 　この計画は「北海道観光のくにづくり行動計画」や他の関連する計画と整合性を図りながら推進していきます。 　なお、道民、アウトドアガイド、アウトドア事業者については、この計画に則した自主的、積極的な取組を期待します。	１　趣旨 　アウトドア活動は、自然とのふれあいを通じて北海道らしいライフスタイルを提供するとともに、心に豊かさや潤いを与え、個性豊かな人材を育み、魅力あふれる地域づくりに貢献し、将来の北海道の自律的な発展を牽引する大きな可能性を有しています。 　豊かな北海道を将来の世代に引き継ぐとともに、アウトドア活動の持っている可能性を最大限に生かした地域づくりを進めるため、道は、平成１３年１０月にアウトドア活動の振興の基本的な方向を示す「北海道アウトドア活動振興条例」（以下「条例」という。）を制定しました。 　この計画は、アウトドア活動の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第７条第１項の規定に基づき策定するもので、平成２５年度に策定した第３期の「北海道アウトドア活動振興推進計画」に次ぐ第４期の計画として、今後３年間のアウトドア活動の振興に向けた道の施策の方向性を明らかにするものです。 　この計画は「北海道観光のくにづくり行動計画」や他の関連する計画と整合性を図りながら推進していきます。 　なお、道民、アウトドアガイド、アウトドア事業者については、この計画に則した自主的、積極的な取組を期待します。	・西暦を併記 ・全角／半角の表記揺れ統一（以降記載略） ・時点修正：上位計画である「北海道観光のくにづくり行動計画」と整合性を図り、令和３年（2021年）度～令和７年（2025年）度までの計画期間とする。
２　計画の位置付け 　この計画は、中期的視点に立って、条例の目的を実現するために道が講ずるアウトドア活動の振興に関する施策の方向を明らかにするものであり、観光振興に関する施策の基本的な方向を示す「北海道観光のくにづくり行動計画」の施策別計画としての性格を有するものです。	２　計画の位置付け 　この計画は、中期的視点に立って、条例の目的を実現するために道が講ずるアウトドア活動の振興に関する施策の方向を明らかにするものであり、観光振興に関する施策の基本的な方向を示す「北海道観光のくにづくり行動計画」の施策別計画としての性格を有するものです。	
３　施策推進の視点 　アウトドア活動の振興に関する道の施策の推進に当たっては、条例の基本理念に基づくとともに、内外の社会経済情勢を踏まえつつ、次の視点に立って、道民の理解を深めながら、アウトドア活動の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとします。	３　施策推進の視点 　アウトドア活動の振興に関する道の施策の推進に当たっては、条例の基本理念に基づき、次の視点に立って、道民の理解を深めながら、アウトドア活動の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとします。	・条例の基本理念とともに、内外の社会経済情勢を踏まえ、施策を推進する旨明示
（１）人と自然との共生 　自然を直接利用するアウトドア活動は、利用の仕方によっては、活動の場である自然環境に悪影響を与える場合があります。将来にわたりアウトドア活動の振興を推進していくためには、それらの悪影響を最小化し、その持続的な利用を図っていくことが必要です。 　将来の世代が、豊かな自然の恩恵を享受できるよう、人と自然との共生を図りながらアウトドア活動が展開されていく必要があります。	（１）人と自然との共生 　自然を直接利用するアウトドア活動は、利用の仕方によっては、活動の場である自然環境に与える影響を予測することは難しい面がありますが、将来にわたりアウトドア活動の振興を推進していくためには、活動の場となるフィールドの自然環境を保全しつつ、その持続的な利用を図っていくことが必要です。 　将来の世代が、豊かな自然の恩恵を享受できるよう、人と自然との共生を図りながらアウトドア活動が展開されていく必要があります。	・道庁関係部局の意見を踏まえ修正
（２）地域に根ざした個性豊かな人材の育成・確保 　アウトドア活動は、自然や地域への理解と愛着を持ち、アウトドア活動を通じて多くの人に北海道の魅力を伝える人材を育んでおり、そうした人材が地域に定着することにより、地域づくりの担い手として活躍していくことが期待されます。	（２）地域に根ざした個性豊かな人材の育成・確保 　アウトドア活動は、自然や地域への理解と愛着を持ち、アウトドア活動を通じて多くの人に北海道の魅力を伝える人材を育んでおり、そうした人材が地域に定着することにより、地域づくりの担い手として活躍していくことが期待されます。	

北海道アウトドア活動振興推進計画（第５期計画（R3～R7））（案）新旧対照表

資料２

第５期計画（案）	第４期計画	備考
また、アウトドア活動は、自然環境保全の必要性を認識し、自然との調和の大切さを理解する機会を与え、自然の中での学習の機会を提供するもので、青少年の健全な育成にとって極めて有効なものとなっています。 このような人材を育成・確保することは、豊かな自然とふれあえる社会づくりや活力ある地域づくりにつながっていきます。	また、アウトドア活動は、自然環境保全の必要性を認識し、自然との調和の大切さを理解する機会を与え、自然の中での学習の機会を提供するもので、青少年の健全な育成にとって極めて有効なものとなっています。 このような人材を育成・確保することは、豊かな自然とふれあえる社会づくりや活力ある地域づくりにつながっていきます。	
（３）北海道らしいライフスタイルの形成 誰もがその個性や能力に応じて容易に、かつ、安全にアウトドア活動を楽しむことができる環境を整えることにより、アウトドア活動に親しみ、自然とのふれあい、人との交流を通じて、北海道ならではの心の豊かさや潤いを実感できるライフスタイルが生み出されます。	（３）北海道らしいライフスタイルの形成 誰もがその個性や能力に応じて容易に、かつ、安全にアウトドア活動を楽しむことができる環境を整えることにより、アウトドア活動に親しみ、自然とのふれあい、人との交流を通じて、北海道ならではの心の豊かさや潤いを実感できるライフスタイルが生み出されます。	
（４）アウトドア活動の振興に資する産業活動の活発化 日本人、訪日外国人共に、旅行中の支出のうち、体験への消費である「コト消費」（娯楽等サービス費・その他）の割合が増加傾向にあります。自然環境に恵まれた北海道の優位性を生かしたアウトドア活動は、体験型観光の中でも大きな柱の一つであり、観光消費額を拡大させる滞在型の観光地づくりを推進する上で、大いに期待されています。 また、安全で質の高いアウトドア体験サービスを提供するアウトドアガイドの育成や健全なアウトドア事業を行うアウトドア事業者の発展に努め、アウトドアをはじめとした体験型観光に関わる産業活動の活発化を図ることは、アウトドア活動の振興、そして、北海道観光や地域経済の発展につながっていきます。	（４）アウトドア活動の振興に資する産業活動の活発化 自然環境に恵まれた北海道の優位性を生かしたアウトドア活動は、体験型観光の中でも大きな柱の一つであり、観光消費額を拡大させる滞在型の観光地づくりを推進する上で、大いに期待されています。 また、安全で質の高いアウトドア体験サービスを提供するアウトドアガイドの育成や健全なアウトドア事業を行うアウトドア事業者の発展に努め、アウトドアをはじめとした体験型観光に関わる産業活動の活発化を図ることは、アウトドア活動の振興、そして、北海道観光や地域経済の発展につながっていきます。	・上位計画である「第５期 北海道観光のくにづくり行動計画」を踏まえ、アウトドア活動の振興が「コト消費」に寄与することが期待されることから関連する記述を追加
（５）ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた取組 令和元年（2019 年）12 月頃から新型コロナウイルス感染症が瞬く間に世界中に拡大し、我が国においては、令和２年（2020 年）１月 15 日に、本道においては、同月 28 日に、最初の新型コロナウイルスによる感染者が確認され、同月 31 日には、WHO（世界保健機関）が「緊急事態」を宣言したことから、国は段階的に海外からの入国の制限等の措置を講じました。 新型コロナウイルス感染症の拡大により私達の生活様式は一変し、感染拡大防止のため人や企業に行動変容を促し、密閉空間、密集場所、密接場面のいわゆる「３密」の回避や社会的距離の確保を意味するソーシャルディスタンスなどの実践が求められることから、アウトドア活動の振興においても、感染症対策などウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた取組を推進する必要があります。		・ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた取組について、「第５期 北海道観光のくにづくり行動計画」を踏まえ追記 ・道庁関係部局の意見を踏まえ修正
（６）持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進 北海道は、急速に進行する人口減少や高齢化、道民の安全・安心を揺るがす大規模自然災害の発生など、地域の存続に関わる課題に直面しています。また、グローバル化や高度情報化の進展に加え、資源・エネルギー事情の変化は、道民生活や産業活動などに大きな影響を与えています。 このような中、国際社会では、かけがえのない地球環境を守り、多様性と包摂性のある社会の実現に向けて国連で採択された「持続可能な開発目標：SDGs（Sustainable Development Goals）」を共通の指針として掲げ、その実現に向けた取組が広がっていることから、道は、道民が SDGs について考え、自らの行動につなげていくための指針として、平成 30 年（2018 年）12 月に「北海道		・持続可能な開発目標（SDGs ）の達成に向けた取組の推進について、「北海道 SDGs 推進ビジョン」や「第５期 北海道観光のくにづくり行動計画」を踏まえ追記 ・部会及び道庁関係部局の意見を踏まえ修正

北海道アウトドア活動振興推進計画（第５期計画（R3～R7））（案）新旧対照表

資料２

第５期計画（案）	第４期計画	備考
SDGs 推進ビジョン」を策定しました。 　また、令和元年（2019 年）10 月に北海道倶知安町で「持続可能な開発目標（SDGs）に対する観光の貢献の最大化」をテーマに G20 北海道倶知安観光大臣会合が開催され、北海道倶知安宣言が採択されました。 　このため、本計画記載の各施策も SDGs の達成に資するものとして推進していきます。		
（７）アドベンチャートラベルの振興 　令和３年（2021 年）９月に、自然やアクティビティ、異文化体験を要素とする旅行形態である、「アドベンチャートラベル」に関する、世界最大のイベント、「アドベンチャートラベル・ワールドサミット」が、アジアで初めて、北海道において、バーチャルで開催されました。 　欧米の富裕層を主な顧客とするアドベンチャートラベルは、約 70 兆円を超える市場規模を持ち、顧客一人当たりの消費額が一般的な観光客に比べて多いとされており、サミット開催を契機として、アドベンチャートラベルが北海道観光を代表するツーリズムの１つとなることが期待されます。		・ATWS 開催等を踏まえ、アドベンチャートラベルの振興について追記 ・道庁関係部局の意見を踏まえ修正
４　計画期間 　令和３年（2021 年）度から７年（2025 年）度までの５か年とします。 　なお、この計画は、アウトドア活動を巡る情勢の変化等に適切に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。	４　計画期間 　平成３０年度から３２年度までの３か年とします。 　なお、この計画は、アウトドア活動を巡る情勢の変化等に適切に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。	・時点修正
Ⅱ　アウトドア活動を巡る現状と課題	Ⅱ　アウトドア活動を巡る現状と課題	
１　アウトドア活動を巡る現状 　雄大で豊かな自然環境に恵まれた北海道には、６つの国立公園、６つの国定公園、11 の道立自然公園があるなど、アウトドア活動に好適な立地条件にあり、多くの人々が、心の安らぎや感動を求め、様々なアウトドア活動を楽しんでいます。道内各地域では、この豊かで恵まれた自然環境を保全するとともに、ツーリズムや教育などに活用する取組が展開されており、５地域が「日本ジオパーク」に認定され、そのうち２地域が「ユネスコ世界ジオパーク」にも認定されているなど、全国的、世界的に高い評価を受けています。	１　アウトドア活動を巡る現状 　雄大で豊かな自然環境に恵まれた北海道には、６つの国立公園、５つの国定公園、１２の道立自然公園があるなど、アウトドア活動に好適な立地条件にあり、多くの人々が、心の安らぎや感動を求め、様々なアウトドア活動を楽しんでいます。	・道内の自然公園の指定状況を反映 ・道庁関係部局の意見を踏まえ修正
そのような中、自然環境や地域の住民生活及び産業活動への影響や事故発生に対する懸念などの課題に対処しながら、アウトドア活動の振興を図っていくため、道では、平成 13 年（2001 年）10 月に「北海道アウトドア活動振興条例」を制定し、道民及び関係者等とともにアウトドア活動の振興に取り組む考え方を明らかにしました。	そのような中、自然環境や地域の住民生活及び産業活動への影響や事故発生に対する懸念などの課題に対処しながら、アウトドア活動の振興を図っていくため、道では、平成１３年１０月に「北海道アウトドア活動振興条例」を制定し、道民及び関係者等とともにアウトドア活動の振興に取り組む考え方を明らかにしました。	・西暦を併記
また、平成 14 年（2002 年）６月以降は、この条例に基づき、アウトドア活動の振興に関する基本的事項を定める「北海道アウトドア活動振興推進計画」を策定し、アウトドア活動に対する道民の理解の促進や「北海道アウトドア資格制度」を活用したアウトドアガイド及びアウトドア事業者の育成、アウトドア活動の場である自然環境の保全、アウトドア活動指導者の育成、自然とふれあう場づくりや機会の提供などアウトドア活動の振興につながる基盤や環境の整備等に取り組んできました。	また、平成１４年６月以降は、この条例に基づき、アウトドア活動の振興に関する基本的事項を定める「北海道アウトドア活動振興推進計画」を策定し、アウトドア活動に対する道民の理解の促進や「北海道アウトドア資格制度」を活用したアウトドアガイド及びアウトドア事業者の育成、アウトドア活動の場である自然環境の保全、アウトドア活動指導者の育成、自然とふれあう場づくりや機会の提供などアウトドア活動の振興につながる基盤や環境の整備等に取り組んできました。	・同上
（１）体験型観光の現状 　北海道は、世界自然遺産の知床をはじめとする豊かな自然環境、四季折々の	（１）体験型観光の現状 　北海道は、世界自然遺産の知床をはじめとする豊かな自然環境、四季折々の	

北海道アウトドア活動振興推進計画（第５期計画（R3～R7））（案）新旧対照表

資料２

第５期計画（案）	第４期計画	備考
彩り鮮やかな景観、心を癒す温泉や新鮮な食、地域風土や歴史が育んだ生活・文化などに恵まれています。 　また、本道にはアイヌの人たちの独自の歴史や文化があり、これらに関する理解を深める拠点として、令和２年（2020 年）７月、アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとして民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ）がオープンしたほか、令和３年（2021 年）７月、「北海道・北東北の縄文遺跡群」が北海道初となる世界文化遺産に登録されるなど、北海道の豊かな自然・歴史・文化などを活用した多様な体験メニューにも恵まれています。	彩り鮮やかな景観、心を癒す温泉や新鮮な食、地域風土や歴史が育んだ生活・文化などが大きな魅力となって、国内外から多くの観光客が訪れています。	・道庁関係部局の意見を踏まえ修正 ・上位計画である「第５期 北海道観光のくにづくり行動計画」を踏まえ、アイヌ文化や縄文遺跡群に関する記述を追加
道では、観光客に少しでも長く滞在してもらう、いわゆる滞在型の観光地づくりを推進しており、観光客に滞在を促す素材の一つとして、登山、カヌー、ラフティング、トレイルライディング（ホーストレッキング）、森林セラピーなどのアウトドア活動をはじめとした体験型観光に期待が寄せられています。	道では、一人の観光客に少しでも長く滞在してもらう、いわゆる滞在型の観光地づくりを推進しており、観光客に滞在を促す素材の一つとして、登山、カヌー、ラフティング、トレイルライディング（ホーストレッキング）、森林セラピーなどのアウトドア活動をはじめとした体験型観光の振興に期待が寄せられています。	・道庁関係部局の意見を踏まえ修正 ・同上
	しかしながら、自然観賞を目的とする観光客が多く見られる一方で、アウトドア体験を旅行の目的とする観光客はまだ少ない状況にあります。	・同上
道内各地で体験メニューの創出が進められ、冬季のスキー、スノーボードを中心としていた観光地が、夏季のラフティング、カヌー、乗馬等の体験メニューを取り入れ、通年型観光地に成長している地域もありますが、全道的にはまだまだ熟度が高まっているとは言えない状況にあります。	昨今、道内各地で体験メニューの創出が進められ、冬季のスキー、スノーボードを中心としていた観光地が、夏季のラフティング、カヌー、乗馬等の体験メニューを取り入れ、通年型観光地に成長している地域もありますが、全道的にはまだまだ熟度が高まっているとは言えない状況にあります。	
平成 24 年（2012 年）度から訪日外国人来道者の増加が続いていましたが、令和元年（2019 年）度以降、国際情勢の変化や新型コロナウイルス感染症の影響により、道内の観光需要、特にインバウンド需要は大きく減少しており、アウトドア事業を含む観光関連産業に甚大な影響が生じています。 　ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据え、広大な自然や密になりにくいアウトドア環境など、北海道の優位性や価値を生かしつつ、様々な世代、外国人等の観光客に応じた体験メニューの創出や多言語に対応した人材育成など、外国人観光客の受入体制の充実が必要となっています。	一方、平成２４年度以降、外国人観光客の増加が続いていることから、外国人観光客のニーズにあった体験メニューの創出により、北海道の特色を生かした体験型観光の利用拡大が期待されます。それとともに、多言語に対応した人材育成など外国人観光客の受入体制の充実が必要となっています。	・上位計画である「第５期 北海道観光のくにづくり行動計画」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症等の影響によるインバウンド需要の減少等に関する記述を追加
また、国内の小中高校生の教育旅行等の目的として、北海道のアウトドアをはじめとした体験型観光への関心が高まっており、受入体制の整備が進められています。 　広大な大地、季節感あふれる自然環境など、豊富な観光資源に恵まれた北海道は、すばらしい景勝地や新鮮な食材を提供する条件が揃っており、体験型観光、特にアウトドア活動は、一層の振興が期待されています。	また、国内の小中高校生の教育旅行等の目的として、北海道のアウトドアをはじめとした体験型観光メニューへの関心が高まっており、受入体制の整備が進められています。 　広大な大地、季節感あふれる自然環境など、豊富な観光資源に恵まれた北海道は、すばらしい景勝地や新鮮な食材を提供する条件が揃っており、体験型観光、特にアウトドア活動は、北海道独自の「北海道アウトドア資格制度」の活用による一層の振興が期待されています。	・パブリックコメントを踏まえ修正 ・道庁関係部局の意見を踏まえ修正
（２）アウトドア資格制度の現状 　道民をはじめとして、より多くの人々に安心してアウトドア活動を楽しんでいただくためには、質の高いサービスを提供するアウトドアガイドやアウトドア事業者の育成が重要であることから、北海道独自の基準として、一定レベル以上の知識・技術・経験を有するアウトドアガイドの認定や安全で質の高いサービスを提供する優良アウトドア事業者の登録を行う「北海道アウトドア資格制度」を平成 14 年（2002 年）４月に創設しました。	（２）アウトドア資格制度の現状 　道民をはじめとして、より多くの人々に安心してアウトドア活動を楽しんでいただくためには、質の高いサービスを提供するアウトドアガイドやアウトドア事業者の育成が重要であることから、北海道独自の基準として、一定レベル以上の知識・技術・経験を有するアウトドアガイドの認定や安全で質の高いサービスを提供する優良アウトドア事業者の登録を行う「北海道アウトドア資格制度」を平成１４年４月に創設しました。	・西暦を併記
資格制度の運営開始後、年数の経過とともに課題が生じたことから、資格制度をより魅力のあるものにするため、民間有識者を委員とする検討会や道内各地の関係者の意見を踏まえながら、平成 23 年（2011 年）４月、「新たな北海道アウトドア資格制度実施方針」を策定し、資格認定を知事名で行うことで制度の社会的信頼性の確保や魅力の向上を図るとともに、アウトドア活動の裾野を	資格制度の運営開始後、年数の経過とともに課題が生じたことから、資格制度をより魅力のあるものにするため、民間有識者を委員とする検討会や道内各地の関係者の意見を踏まえながら、平成２３年４月、「新たな北海道アウトドア資格制度実施方針」を策定し、資格認定を知事名で行うことで制度の社会的信頼性の確保や魅力の向上を図るとともに、アウトドア検定制度やアウトドア	・同上

北海道アウトドア活動振興推進計画（第５期計画（R3～R7））（案）新旧対照表

資料２

第５期計画（案）	第４期計画	備考
広げるため、アウトドア検定制度及びアウトドア講習制度を創設しました。 その後も、制度の更なる活性化及び資格保有者の質の向上等を図るため、平成 27 年（2015 年）４月から北海道マスターガイド制度の運用を開始するとともに、北海道アウトドアガイド資格等の更新手続きの見直し等を行いました。	講習制度を新たに設け、アウトドア活動の裾野を広げるなどの取組をスタートさせました。	・マスターガイド制度の運用開始など、これまでの取組に関する記述を追加・修正
（３）アウトドア事業者の現状 令和２年（2020 年）６月に実施したアンケート調査（北海道アウトドアガイド資格認定者：101 名）によると、活動形態は、個人事業主が約 51%、法人事業主が約 21%、被雇用者が約 11%などとなっているほか、事業形態は、専業が約 53%、兼業が約 34%であり、活動していない者が約 14%となっています。 また、直近の令和元年度のガイド業の収入は、200 万円以上 400 万円未満が約 30%と最も多く、800 万円以上が約 20%、100 万円以上 200 万円未満及び 400 万円以上 600 万円未満がそれぞれ約 16%と続いており、400 万円未満が全体の約 58%を占めています。 新型コロナウイルスの影響については、休業または活動を縮小していると回答した事業者が約 62%にのぼっており、事業活動に打撃となっていることがうかがえます。	（３）アウトドア事業者の現状 平成２７年に実施したアンケート調査（回答事業者：１１８事業者）によると、道内のアウトドア事業者は、兼業率がおよそ６割であり、およそ４割の事業者が季節営業となっており、事業者のおよそ４割が従業員不足、５割近くの事業者が増員を希望しています。 また、経営収支については、およそ７割の事業者が「改善」若しくは「横ばい」と回答していますが、直近１年間の経営状況の回答では「黒字」の事業者は２割未満であり、経営状況は改善傾向にあるものの厳しい経営環境にあることがうかがえます。	・令和２年（2002 年）６月に実施したアンケート調査を反映 ・道庁関係部局の意見を踏まえ修正
（４）エコツーリズムの現状 身近な環境に対する関心の高まりや、自然や歴史、文化と直接ふれあう体験へのニーズを背景として、自然環境などの保全に配慮しながら、地域の観光資源とふれあい、知識や理解を深める考え方が広まってきています。 このように、地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みである「エコツーリズム」の総合的な枠組みを定める「エコツーリズム推進法」が平成 20 年４月１日に施行されました。 観光客に地域資源の魅力を伝えることによって、地域の住民も自分たちのふるさとの価値を再認識することが可能となり、このことにより地域の観光のオリジナリティを高める動きが加速され、地域社会そのものが活性化すると考えられます。道内においても、こうした動きを進めるため、官民が連携した取組が徐々に広がりを見せています。	（４）エコツーリズムの現状 身近な環境に対する関心の高まりや、自然や歴史、文化と直接ふれあう体験へのニーズを背景として、自然環境などの保全に配慮しながら、地域の観光資源とふれあい、知識や理解を深める考え方が広まってきています。 このように、地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みである「エコツーリズム」の総合的な枠組みを定める「エコツーリズム推進法」が平成２０年４月１日に施行されました。 観光客に地域の資源の魅力を伝えることによって、地域の住民も自分たちのふるさとの価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、地域社会そのものの活性化を図るため、道内においても、官民連携した取組が進められ、徐々に広がりを見せています。	・部会意見を踏まえ修正 ・道庁関係部局の意見を踏まえ修正
２　アウトドア活動を巡る課題 これまで、「北海道アウトドア活動振興推進計画」に沿って、上記の現状にも対処しながら、アウトドア活動の振興に向けた取組を進めてきました。 今後とも、アウトドア活動の場である自然環境の保全、事故の予防に関する情報提供と啓発、アウトドアガイド及びアウトドア事業者の育成のほか、地域の住民生活や産業活動等への影響の低減等アウトドア活動に関する基盤及び環境を整備する取組を引き続き推進していくとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進やウィズコロナ・ポストコロナ時代の到来、アドベンチャートラベルの振興を見据えつつ、アウトドア活動を生かした体験型観光の発展に向けた取組を含め、アウトドア活動の一層の振興を促進していく必要があります。	２　アウトドア活動を巡る課題 これまで、「北海道アウトドア活動振興推進計画」に沿って、上記の現状にも対処しながら、アウトドア活動の振興に向けた取組を進めてきました。 今後とも、アウトドア活動の場である自然環境の保全、事故の予防に関する情報提供と啓発、アウトドアガイド及びアウトドア事業者の育成のほか、地域の住民生活や産業活動等への影響の低減等アウトドア活動に関する基盤及び環境を整備する取組を引き続き推進していくとともに、それらを足がかりとして、アウトドア活動を生かした体験型観光の発展に向けた取組を含め、アウトドア活動の一層の振興を促進していく必要があります。	・Ⅰ－３「施策推進の視点」に追記した内外の社会経済情勢の変化（SDGs、ウィズコロナ・ポストコロナ、アドベンチャートラベル）に関連する記載を追加
（１）自然環境の保全 アウトドア活動振興の基盤となるのは、豊かな自然環境ですが、アウトドア活動が場合によっては、自然環境の保全に影響を及ぼす側面を有しています。	（１）自然環境の保全 アウトドア活動振興の基盤となるのは、豊かな自然環境ですが、アウトドア活動が場合によっては、自然環境の保全に影響を及ぼす側面を有しています。	・道庁関係部局の意見を踏まえ修正

北海道アウトドア活動振興推進計画（第５期計画（R3～R7））（案）新旧対照表

資料２

第５期計画（案）	第４期計画	備考
自然とのふれあいに対する関心や志向の高まりを背景に近年、アウトドア活動が盛んに行われていますが、一方で、アウトドア活動に伴う自然環境への負荷の増大や、地域の住民や他のアウトドア活動者等との摩擦が懸念されます。 登山の分野では、登山者の集中による登山道の浸食や周辺の植物の踏みつけ、登山者が放置したゴミやし尿の処理の問題など、自然環境等に影響を及ぼす様々な問題が生じています。	自然とのふれあいに対する関心や志向の高まりを背景に近年、アウトドア活動が盛んに行われていますが、一方で、アウトドア活動に伴う自然環境への負荷の増大や、地域の住民や他のアウトドア活動者等との摩擦が懸念されます。 登山の分野では、登山者の集中による登山道の浸食や周辺の植物の踏みつけ、登山者が放置したゴミやし尿の処理の問題など、自然環境等に影響を及ぼす様々な問題が生じています。	
	このような環境への負荷の増大は、アウトドア活動の基盤であり、将来の世代に引き継いでいくべき貴重な財産である自然環境に悪影響を及ぼすことにつながります。	・道庁関係部局の意見を踏まえ修正
自然観察の分野では、過剰な利用（オーバーユース）による自然環境への悪影響や、不適切な利用（ミスユース）によって引き起こされる生態系への悪影響（不適切な観察方法による希少種の繁殖阻害、野生動物の餌付けや外来種の持ち込みによる生態系の攪乱、ごみの不適切な処理によるヒグマの誘引など）が懸念されます。 カヌー・ラフティングの分野では、利用者の増加に伴い、漁業等の産業活動や地域住民の生活との軋轢、オジロワシ、シマフクロウ、タンチョウ等の希少種に及ぼす影響、河川やその周辺地域の過密な利用による自然の魅力の減少等が懸念されます。	自然観察の分野では、過剰な利用（オーバーユース）による自然環境への悪影響や、不適切な利用（ミスユース）によって引き起こされる生態系への悪影響（不適切な観察方法による希少種の繁殖阻害、野生動物の餌付けや外来種の持ち込みによる生態系の攪乱、ごみの不適切な処理によるヒグマの誘引など）が懸念されます。 カヌー・ラフティングの分野では、利用者の増加に伴い、漁業等の産業活動や地域住民の生活との軋轢、オジロワシ、シマフクロウ、タンチョウ等の希少種に及ぼす影響、河川やその周辺地域の過密な利用による自然の魅力の減少等が懸念されます。	
本道の良好な自然環境を将来の世代に継承していくためには、アウトドア活動の基盤となる自然環境の保全と持続可能な利用を図っていく必要があります。	本道の良好な自然環境を将来の世代に継承していくためには、アウトドア活動の基盤となる自然環境を保全していくことが求められています。	・同上
（２）安全性の確保 自然のなかで行われるアウトドア活動には、気象や地形などの自然条件や接し方を誤ることで生じる動植物による害など、様々なリスクが伴います。	（２）安全性の確保 自然のなかで行われるアウトドア活動には、気象や地形などの自然条件やヒグマやキタキツネ、毒キノコなどの動植物がもたらす様々なリスクが伴います。	・同上
	アウトドア活動を行う際には、このようなリスクに対する正しい知識を持ち、事前にリスクの存在を予測し、回避することが重要であるため、アウトドア活動に関わる様々な立場にある者のリスクマネジメント力を向上させる取組が求められています。 特に山岳の分野では、「日本百名山」「山ガール」といったブームにより、登山者層の裾野が広がるとともに、平成２８年から８月１１日は、「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」日として、国民の祝日「山の日」となりました。 このような中、毎年、多くの登山が行われていますが、これに伴う遭難事故も多く発生しています。	・部会意見を踏まえ、記載箇所を文章の後半に移動
登山を例にとれば、平成 28 年（2016 年）から令和２年（2020 年）まで毎年 110 件から 120 件程度の遭難事故が発生し、その原因は、道迷い、転倒、滑落及び疲労等が多くなっており、体力や技術の不足のほか、装備の不備や参加者の体力・体調への配慮を欠いた無理な日程など登山に関する基本的な知識や安全に対する認識の不足が原因と見られるケースが多く指摘されています。	平成２４年から２８年までの５年間に、道内で発生した山岳遭難事故３９７件の内容をみると、道迷い、転倒、滑落、病気、悪天候の順に多く、４０代以上の中高年の割合が、全体の６３％を占めています。 これらの事故のなかでは、体力や技術の不足のほか、装備の不備や参加者の体力・体調への配慮を欠いた無理な日程など登山に関する基本的な知識や安全に対する認識の不足が原因と見られるケースが多く指摘されています。	・西暦を併記 ・時点修正

北海道アウトドア活動振興推進計画（第５期計画（R3～R7））（案）新旧対照表

資料２

第５期計画（案）	第４期計画	備考
アウトドア活動を行う際には、このようなリスクに対する正しい知識を持ち、事前にリスクの存在を予測し、回避することが重要であるため、アウトドア活動に関わる様々な立場にある者のリスクマネジメント力を向上させる取組が求められています。 また、アウトドア活動に関する知識や技術、体力や技術のレベルが様々な参加者を受け入れるアウトドアガイドやアウトドア事業者は、参加者の安全に対する大きな責任を負っており、事故を起こさないための安全対策を最優先課題とするとともに、万が一事故が起きた際の野外救急法の習得にも取り組んでいく必要があります。	また、アウトドア活動に関する知識や技術、体力や技術のレベルが様々な参加者を受け入れるアウトドアガイドやアウトドア事業者は、参加者の安全に対する大きな責任を負っており、事故を起こさないための安全対策を最優先課題として取り組んでいく必要があります。	・関係機関の意見を踏まえ修正
＜注釈＞ 「リスク」の定義 「様々な危険因子によって引き起こされる不利益な出来事（事故やケガ）が発生する確率や損害」（北海道アウトドアテキスト（リスクマネジメント編））による	＜注釈＞ 「リスク」の定義 「様々な危険因子によって引き起こされる不利益な出来事（事故やケガ）が発生する確率や損害」（北海道アウトドアテキスト（リスクマネジメント編））による	
（３）アウトドア資格制度の普及 アウトドア活動にあまり馴染みがない、あるいは、はじめて訪れる地域で不安があるといった方々が、アウトドアガイドを利用して、様々なアウトドア活動体験を楽しむケースが多くあります。 こうしたとき、アウトドアガイドには、利用者の安全の確保、自然環境の保全への配慮とともに、ホスピタリティの向上が求められることから、安全で、質の高いサービスを利用者に提供するアウトドアガイドとアウトドア事業者を育成する「北海道アウトドア資格制度」の一層の普及を推進していく必要があります。 道では、平成14年（2002年）度に「北海道アウトドア資格制度」の運用を開始し、その後、適宜、制度の見直し等を行ってきました。今後は、一般のアウトドア活動者を対象に実施するアウトドア講習などを活用しながら、アウトドア活動の裾野を広げるとともに、北海道アウトドア資格制度及び有資格者の認知度向上に向けた取組を進める必要があります。	（３）アウトドア資格制度の普及 アウトドア活動にあまり馴染みがない、あるいは、はじめて訪れる地域で不安があるといった方々が、アウトドアガイドを利用して、様々なアウトドア活動体験を楽しむケースが多くあります。 こうしたとき、アウトドアガイドには、利用者の安全の確保、自然環境の保全への配慮とともに、ホスピタリティの向上が求められることから、安全で、質の高いサービスを利用者に提供するアウトドアガイドとアウトドア事業者を育成する「北海道アウトドア資格制度」の一層の普及を推進していく必要があります。 道では、平成１４年度に「北海道アウトドア資格制度」の運用を開始し、その後、適宜、制度の見直し等を行ってきましたが、一定程度の制度改正を終えたことから、今後は、より一層、制度及び有資格者の認知度向上に向けた取り組みを進める必要があります。 また、一般のアウトドア活動者を対象に実施するアウトドア講習などを活用しながら、アウトドア活動の裾野を広げ、北海道アウトドア資格制度への関心を高める取組も同時に進める必要があります。	・西暦を併記 ・表記の簡素化
（４）アウトドア事業者の経営安定化と連携強化 アウトドア事業者は、美しく厳しい自然環境の中で、安全で楽しいアウトドア体験サービスを提供すると同時に、守るべきルールやマナーを伝えるなど、アウトドア活動を振興する上で重要な役割を担っています。 アウトドア事業者の経営の安定化を図ることが、質の高いアウトドアガイドの確保や育成にもつながることから、アウトドア活動の需要拡大に向けた情報発信として、観光キャンペーン・イベントとの連携やインターネットを活用した効果的なＰＲなどが必要になっています。 さらには、増加傾向にある外国人客や多様化する観光ニーズにマッチしたメニューの創出、さらには、地域の教育旅行などの受入体制づくりを図るため、アウトドア事業者間の連携はもとより、宿泊事業者などの地元観光事業者との連携強化や、農業や漁業などの一次産業との連携強化が必要となっています。	（４）アウトドア事業者の経営安定化と連携強化 アウトドア事業者は、美しく厳しい自然環境の中で、安全で楽しいアウトドア体験サービスを提供すると同時に、守るべきルールやマナーを伝えるなど、アウトドア活動を振興する上で重要な役割を担っています。 アウトドア事業者の経営の安定化を図ることが、質の高いアウトドアガイドの確保や育成にもつながることから、アウトドア活動の需要拡大に向けた情報発信として、観光キャンペーン・イベントとの連携やインターネットを活用した効果的なＰＲなどが必要になっています。 また、事業展開にあたっては、増加傾向にある外国人客や多様化する観光ニーズにマッチしたメニューの創出、さらには、地域の教育旅行などの受入体制づくりを図るため、アウトドア事業者間の連携はもとより、宿泊事業者などの地元観光事業者との連携強化や、農業や漁業などの一次産業との連携強化が必要となっています。	・道庁関係部局の意見を踏まえ修正

北海道アウトドア活動振興推進計画（第５期計画（R3～R7））（案）新旧対照表

資料２

第５期計画（案）	第４期計画	備考
また、道では、令和２年（2020 年）に新型コロナウイルス感染症対策として実施した「どうみん割」事業において、アウトドア体験等の日帰り旅行商品（旅行会社により安全確認できた日帰りのガイド付きツアー及び北海道アウトドア資格を保持するガイドが提供する体験メニュー）を対象としましたが、今後とも、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた対応が課題となっています。		・ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた対応に関する記述を追加
（５）地域の住民生活、産業活動等への配慮 生活の「ゆとり」や「うるおい」を自然とのふれあいに求めるライフスタイルの変化に伴い、釣りなどの遊漁が盛んになってきています。 これに伴い、水産資源、漁場、漁港等の利用を巡る様々なトラブルが発生しており、資源の持続的な利用体制や秩序ある水面の利用体制の確立が求められています。 このようなことから、アウトドア活動を行うにあたっては、地域の住民生活や産業活動等に十分な配慮を行う必要があります。	（５）地域の住民生活、産業活動等への配慮 生活の「ゆとり」や「うるおい」を自然とのふれあいに求めるライフスタイルの変化に伴い、釣りなどの遊漁が盛んになってきています。 これに伴い、水産資源、漁場、漁港等の利用を巡る様々なトラブルが発生しており、資源の持続的な利用体制や秩序ある水面の利用体制の確立が求められています。 このようなことから、アウトドア活動を行うにあたっては、地域の住民生活や産業活動等に十分な配慮を行う必要があります。	
また、国際社会では、「持続可能な開発目標（SDGs）」を共通の指針として掲げ、その実現に向けた取組が広がっていることから、アウトドア活動を行うにあたっては、SDGs の達成に向けた取組の推進についても、配慮を行う必要があります。		・SDGs に関する記述を追加 ・道庁関係部局の意見を踏まえ修正
（６）アドベンチャートラベルの振興 令和３年（2021 年）９月、アジアで初めて、北海道において、「アドベンチャートラベル・ワールドサミット」がバーチャル開催されたことを契機として、アドベンチャートラベルが北海道観光を代表するツーリズムの１つとなることが期待されます。アドベンチャートラベルを担うガイドは、アクティビティの技能の高さや救急対応を含む安全性の確保はもとより、地域の自然や文化の歴史に関する知識、地域の生態系への配慮、顧客のニーズを汲んだ柔軟な対応など、幅広くかつ質の高い役割を果たすことが求められることから、必要となる能力を有するガイドを育成していく必要があります。		・アドベンチャートラベルに関する記述を追加
Ⅲ アウトドア活動の振興施策の基本方向及び展開方向 道内におけるアウトドア活動の振興を通じて、心の豊かさと生活の潤いが感じられる、魅力ある地域づくりを推進するため、道民、アウトドア活動関係者・団体、国、市町村、その他関係機関と協力、連携を図りながら、次の基本方向に沿って、施策を推進します。	Ⅲ アウトドア活動の振興施策の基本方向及び展開方向 道内におけるアウトドア活動の振興を通じて、心の豊かさと生活の潤いが感じられる、魅力ある地域づくりを推進するため、道民、アウトドア活動関係者・団体、国、市町村、その他関係機関と協力、連携を図りながら、次の基本方向に沿って、施策を推進します。	
１ アウトドア活動に対する理解の促進 基本方向 アウトドア活動振興条例の趣旨に対する理解を深め、アウトドア活動の振興を図ることの意義やアウトドア活動を行う際のルールとマナーの啓発を通じて、安全で健全なアウトドア活動の振興を促進します。 アウトドア活動の魅力や道内のアウトドア活動、「北海道アウトドア資格制度」に関する情報提供を行うとともに、学習の機会を提供し、道民等がアウトドア活動に親しむ機運の醸成に努めます。	１ アウトドア活動に対する理解の促進 基本方向 アウトドア活動振興条例の趣旨に対する理解を深め、アウトドア活動の振興を図ることの意義やアウトドア活動を行う際のルールとマナーの啓発を通じて、安全で健全なアウトドア活動の振興を促進します。 アウトドア活動の魅力や道内のアウトドア活動、「北海道アウトドア資格制度」に関する情報提供を行うとともに、学習の機会を提供し、道民等がアウトドア活動に親しむ機運の醸成に努めます。	

北海道アウトドア活動振興推進計画（第５期計画（R3～R7））（案）新旧対照表

資料２

第５期計画（案）	第４期計画	備考
展開方向 ①アウトドア活動に関する情報の提供 ・インターネットやパンフレットなど様々な広報活動を通じて、道内のアウトドア活動や「北海道アウトドア資格制度」に関する情報の提供を進め、広く道内外に普及し、アウトドア活動の振興に向けた機運の醸成に努めます。	展開方向 ① アウトドア活動に関する情報の提供 ・インターネットやパンフレットなど様々な広報活動を通じて、道内のアウトドア活動や「北海道アウトドア資格制度」に関する情報の提供を進め、広く道内外に普及し、アウトドア活動の振興に向けた機運の醸成に努めます。	
②学習の機会の提供 ・産学官の連携により、道民の生涯学習を支援する「道民カレッジ」や「北海道アウトドア資格制度」の「アウトドア講習」の実施を通じ、アウトドア活動に関わる学習機会の提供を進めます。	② 学習の機会の提供 ・産学官の連携により、道民の生涯学習を支援する「道民カレッジ」や「北海道アウトドア資格制度」の「アウトドア講習」の実施を通じ、アウトドア活動に関わる学習機会の提供を進めます。	
２ アウトドア資格制度によるガイド及び事業者の育成等 基本方向 アウトドアガイドやアウトドア事業者の資質向上への意欲を高め、社会的評価が向上するよう、「北海道アウトドア資格制度」の活用を通じて、自然環境への配慮、高いホスピタリティ、安全性の確保など、質の高いサービスを利用者に提供する優れたアウトドアガイドやアウトドア事業者の育成を図ります。 また、「北海道アウトドア資格制度」や資格を取得したガイド及び事業者に対する社会的な認知度をより一層高めるための取組を進めます。 さらに、環境教育の推進及び青少年の健全な育成を図るための青少年自然体験活動指導者や人と自然との橋渡し役となるボランティア・レンジャーなど、アウトドア活動に関わる様々な指導者の育成を促進します。 【指標】北海道知事認定アウトドアガイドの資格保持者数の増加 ※本指標については、北海道観光審議会における、アドベンチャートラベルに対応した「新たなガイド制度のあり方」検討を踏まえ、令和５年度を目処に改定します。 （前期目標達成状況：H28(2016) 508 人 → R２(2020) 500 人（目標 560 人以上））	２ アウトドア資格制度によるガイド及び事業者の育成等 基本方向 アウトドアガイドやアウトドア事業者の資質向上への意欲を高め、社会的評価が向上するよう、「北海道アウトドア資格制度」の活用を通じて、自然環境への配慮、高いホスピタリティ、安全性の確保など、質の高いサービスを利用者に提供する優れたアウトドアガイドやアウトドア事業者の育成を図ります。 また、「北海道アウトドア資格制度」や資格を取得したガイド及び事業者に対する社会的な認知度をより一層高めるための取組を進めます。 さらに、環境教育の推進及び青少年の健全な育成を図るための青少年自然体験活動指導者や人と自然との橋渡し役となるボランティア・レンジャーなど、アウトドア活動に関わる様々な指導者の育成を促進します。 【目標】北海道知事認定アウトドアガイドの資格保持者数の増加 （H28）508 人 → （H32）560 人以上	・当該指標については、令和５年度を目処に改定
展開方向 ①アウトドアガイドの育成 ・「北海道アウトドア資格制度」を活用し、自然環境の保全に配慮しながら、安全で質の高いサービスを提供するアウトドアガイドの育成を図ります。 ・北海道のアウトドア事業に対する信頼性の向上に寄与する資格制度の一層の普及を図るため、より多くのアウトドアガイドが「北海道アウトドアガイド資格」を取得するような取組を進めます。 ・「北海道アウトドア資格制度」の資格を取得したガイドの育成にあたっては、適宜、アンケート調査やヒアリング等によりアウトドアガイドの現状把握に努めるとともに、野外救命救急などアウトドアガイドに求められる他の資格の取得促進や更新時講習などの機会を活用したガイド同士の交流の創出に努めます。 ・北海道のアウトドアガイドのリーダー的存在である「北海道マスターガイド」は、アウトドアガイドの技能と地位の向上、資格制度の持続的運営への寄与が期待されていることから、講習等を通じた後進の指導と育成のほか、資格制度の普及活動への協力を求めるなど、マスターガイド制度を有効に活用していきます。 ・アウトドア活動関係者等と連携のうえ、資格を取得したガイドが利用者から選ばれるなど、取得した資格が、より生かされるよう資格取得者のデータベース化を図るとともに、インターネットやパンフレット、観光キャンペーン、イベントな	展開方向 ① アウトドアガイドの育成 ・「北海道アウトドア資格制度」を活用し、自然環境の保全に配慮しながら、安全で質の高いサービスを提供するアウトドアガイドの育成を図ります。 ・北海道のアウトドア事業に対する信頼性の向上に寄与する資格制度の一層の普及を図るため、より多くのアウトドアガイドが「北海道アウトドアガイド資格」を取得するような取組を進めます。 ・「北海道アウトドア資格制度」の資格を取得したガイドの育成にあたっては、適宜、アンケート調査やヒアリング等によりアウトドアガイドの現状把握に努めるとともに、更新時講習などの機会を活用し、ガイド同士の交流の創出に努めます。 ・北海道のアウトドアガイドのリーダー的存在である「北海道マスターガイド」は、アウトドアガイドの技能と地位の向上、資格制度の持続的運営への寄与が期待されていることから、講習等を通じた後進の指導と育成のほか、資格制度の普及動への協力を求めるなど、マスターガイド制度を有効に活用していきます。 ・アウトドア活動関係者等と連携のうえ、資格を取得したガイドが利用者から選ばれるなど、取得した資格が、より生かされるよう資格取得者のデータベース化を図るとともに、インターネットやパンフレット、観光キャンペーン、イベントな	・関係機関の意見を踏まえ修正

北海道アウトドア活動振興推進計画（第５期計画（R3～R7））（案）新旧対照表

資料２

第５期計画（案）	第４期計画	備考
どの様々な機会を通じて、道内外への情報発信等の取組を進めます。	どの様々な機会を通じて、道内外への情報発信等の取組を進めます。	
②アウトドア事業者の育成 〇アウトドア事業者の育成 ・「北海道アウトドア資格制度」を活用し、自然環境の保全に配慮しながら、安全で質の高いサービスを提供するアウトドア事業者の育成を図ります。 ・アウトドア事業者の育成にあたっては、適宜、アンケート調査やヒアリング等によりアウトドア事業者の現状把握に努めます。 ・北海道のアウトドア事業に対する信頼性の向上に寄与する資格制度の一層の普及を図るため、より多くのアウトドア事業者が「北海道アウトドア資格制度」の「優良事業者」の登録をするような取組を進めます。 ・優良事業者については、北海道からの道州制特区提案に対する国の対応として、優良事業者がサービスの一環として行う無料送迎は道路運送法に基づく旅客自動車運送事業の許可を要しないとして現行制度で無償運送として実施可能な範囲が明確化されています（平成 25 年 3 月 29 日）。 ・アウトドア活動関係者等と連携のうえ、登録を受けた「優良事業者」が利用者から選ばれるなど「優良事業者」の登録が、より生かされるよう取組を進めます。 〇アウトドア事業に関する開業及び経営の支援 ・アウトドア事業者及び開業を予定している者の経営基盤の確立等、新たな産業活動創出への取組を支援します。 ・事業の経営が安定するまでの間に必要となる事業資金の融資の円滑化を図ります。	②アウトドア事業者の育成 〇アウトドア事業者の育成 ・「北海道アウトドア資格制度」を活用し、自然環境の保全に配慮しながら、安全で質の高いサービスを提供するアウトドア事業者の育成を図ります。 ・アウトドア事業者の育成にあたっては、適宜、アンケート調査やヒアリング等によりアウトドア事業者の現状把握に努めます。 ・北海道のアウトドア事業に対する信頼性の向上に寄与する資格制度の一層の普及を図るため、より多くのアウトドア事業者が「北海道アウトドア資格制度」の「優良事業者」の登録をするような取組を進めます。 ・優良事業者については、北海道からの道州制特区提案に対する国の対応として、優良事業者がサービスの一環として行う無料送迎は旅客自動車運送事業の許可を要しないとされていることから、アウトドア事業者に対し、優良事業者のメリット普及に取り組みます。 ・アウトドア活動関係者等と連携のうえ、登録を受けた「優良事業者」が利用者から選ばれるなど「優良事業者」の登録が、より生かされるよう取組を進めます。 〇アウトドア事業への創業、経営の支援 ・アウトドア事業者及び開業を予定している者の経営基盤の確立等、新たな産業活動創出への取組を支援します。 ・事業の経営が安定するまでの間に必要となる事業資金の融資の円滑化を図ります。	・関係機関の意見を踏まえ修正 ・道庁関係部局の意見を踏まえ修正 （インデント設定の修正） ・同上
③アウトドア活動指導者の育成 〇青少年自然体験活動指導者の養成 ・青少年の健全育成を図る野外教育を推進するため、自然体験活動に必要な専門的知識技術を有する優れた指導者の養成を図ります。 〇ボランティア・レンジャーの育成 ・自然保護思想の普及啓発を図るため、自然環境や動植物の生態などについて解説を行い、人と自然との橋渡し役となるボランティア・レンジャーの育成を図ります。 〇青少年教育施設ボランティアの養成 ・青少年体験活動支援施設が行う体験事業の中で、施設の指導者とともに活動する施設ボランティアの養成を図ります。 〇環境教育指導者の養成 ・環境教育において重要な役割を担う自然解説員など環境教育指導者の養成を図ります。	③アウトドア活動指導者の育成 〇青少年自然体験活動指導者の養成 ・青少年の健全育成を図る野外教育を推進するため、自然体験活動に必要な専門的知識技術を有する優れた指導者の養成を図ります。 〇ボランティア・レンジャーの育成 ・自然保護思想の普及啓発を図るため、自然環境や動植物の生態などについて解説を行い、人と自然との橋渡し役となるボランティア・レンジャーの育成を図ります。 〇青少年教育施設ボランティアの養成 ・青少年体験活動支援施設が行う体験事業の中で、施設の指導者とともに活動する施設ボランティアの養成を図ります。 〇環境教育指導者の養成 ・環境教育において重要な役割を担う自然解説員など環境教育指導者の養成を図ります。	
④「北海道アウトドア資格制度」認定ガイドの活用 〇「北海道道アウトドア資格制度」認定ガイドの活用 ・北海道のアウトドア活動を牽引する者として、「北海道アウトドア資格制度」の資格を取得したガイド及び事業者が様々な場面で活躍できるよう関係部局及び各振興局との連携を図ります。 ・国、市町村、関係機関・団体、観光事業者、旅行会社、旅行関係サイト等に対し「北海道アウトドア資格制度」の理解促進に努め、認定ガイドの活用に向けた働きかけを図ります。	④「北海道アウトドア資格制度」認定ガイドの活用 〇「北海道道アウトドア資格制度」認定ガイドの活用 ・北海道のアウトドア活動を牽引する者として、「北海道アウトドア資格制度」の資格を取得したガイド及び事業者が様々な場面で活躍できるよう関係部局及び各振興局との連携を図ります。 ・国、市町村、関係機関・団体、観光事業者、旅行会社、旅行関係サイト等に対し「北海道アウトドア資格制度」の理解促進に努め、認定ガイドの活用に向けた働きかけを図ります。	

北海道アウトドア活動振興推進計画（第５期計画（R3～R7））（案）新旧対照表

資料２

第５期計画（案）	第４期計画	備考
３　自然とふれあう場の保全 基本方向 　アウトドア活動の持続的発展のためには、将来にわたって国民、道民共有の財産である自然環境を適切に保全していくとともに、その持続可能な利用を図っていく必要があります。 　そのため、すぐれた自然地域の保全や野生生物の保護を図るとともに、アウトドア活動にあたって、自然環境保全に関する各種法令等が遵守されるよう、道民の理解の促進を図ります。 　また、アウトドア活動による自然環境や生態系への影響を最小限に抑えるためには、法令を遵守するだけではなく、アウトドア活動を行う者一人一人が自然環境を保全することの大切さを理解し、自然との正しい接し方を身に付け実践していくことが必要となります。 　そのため、動植物との接し方や、希少な動植物の保護に配慮した活動のあり方など、生物多様性の保全について、アウトドア活動を行う際のマナー等として普及啓発を図っていきます。 　さらに、自然環境に対する負荷の低減を図るために必要な施設の整備を進めていきます。 　アウトドア活動に伴う環境への影響や地域住民との軋轢等については、既存法令による規制や個々人の努力だけでは解決しない課題も多くなっています。 　そのため、アウトドア事業者等によるルール形成の努力や、地域での問題解決のための取組を促進していきます。 　また、漁業と遊漁が調和した、水産資源の持続的な利用及び水面の秩序ある利用体制の確立を図り、漁業の安定的な発展と、遊漁の健全なレジャーとしての定着をめざします。	３　自然とふれあう場の保全 基本方向 　アウトドア活動の持続的発展のためには、将来にわたって国民、道民共有の財産である自然環境を適切に保全していかなければなりません。 　そのため、すぐれた自然地域の保全や野生生物の保護を図るとともに、アウトドア活動にあたって、自然環境保全に関する各種法令等が遵守されるよう、道民の理解の促進を図ります。 　また、アウトドア活動による自然環境への影響を最小限に抑えるためには、法令を遵守するだけではなく、アウトドア活動を行う者一人一人が自然環境を保全することの大切さを理解し、自然との正しい接し方を身に付け実践していくことが必要となります。 　そのため、動植物との接し方や、希少な動植物の保護に配慮した活動のあり方などについて、アウトドア活動を行う際のマナー等として普及啓発を図っていきます。 　さらに、自然環境に対する負荷の低減を図るために必要な施設の整備を進めていきます。 　アウトドア活動に伴う環境への影響や地域住民との軋轢等については、既存法令による規制や個々人の努力だけでは解決しない課題も多くなっています。 　そのため、アウトドア事業者等によるルール形成の努力や、地域での問題解決のための取組を促進していきます。 また、漁業と遊漁が調和した、水産資源の持続的な利用及び水面の秩序ある利用体制の確立を図り、漁業の安定的な発展と、遊漁の健全なレジャーとしての定着をめざします。	・道庁関係部局の意見を踏まえ修正 ・同上 ・同上
展開方向 ①マナー・ルール等の普及啓発 ・アウトドア活動を行う者、アウトドアガイド及びアウトドア事業者に自然環境を保全し、地域の住民生活や産業活動等に配慮したアウトドア活動等を促すため、自然環境や生物多様性の保全等への配慮、安全対策などに関する様々なマナー・ルール等の普及啓発を図ります。	展開方向 ①　マナー・ルール等の普及啓発 ・アウトドア活動を行う者、アウトドアガイド及びアウトドア事業者に自然環境を保全し、地域の住民生活や産業活動等に配慮したアウトドア活動等を促すため、自然環境等への配慮、安全対策などに関する様々なマナー・ルール等の普及啓発を図ります。	・同上

北海道アウトドア活動振興推進計画（第５期計画（R3～R7））（案）新旧対照表

資料２

第５期計画（案）	第４期計画	備考
②生物多様性の保全 〇自然公園等のすぐれた自然環境の保全 ・自然公園、道自然環境保全地域等の適切な保護管理を進めます。 ・湿原生態系の適切な保全を図ります。 ・国際的に重要な湿地のラムサール条約への登録を推進します。 ・自然再生事業を推進します。 ・道自然環境保全地域、環境緑地保護地区等の保全のために必要な施設の整備や保全事業等を実施します。 ・自然公園の保護と適切な利用を進めるための施設整備を推進します。 ・自然公園や自然環境保全地域等及び鳥獣保護区等の適切な保護管理が行われるよう、自然保護監視員等を配置し、違法行為の監視や利用者の指導を図ります。 〇鳥獣保護区の指定等 ・身近な鳥獣の生息地の保護を図るための鳥獣保護区の指定等を進め、自然とのふれあいや環境教育の場を確保します。 また、野生鳥類とのふれあいの場である野鳥の森等の維持管理を行います。 ・野生動物に人への過度な依存や人馴れを生じさせる恐れのある餌付け行為の防止を図ります。 〇希少野生動植物種の保護 ・本道の生物多様性の豊かさを象徴する希少野生動植物種の保護を図ります。 〇外来種による生態系等への影響の低減 ・外来種の野生化を防止するとともに、本道の生物の多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来種の防除を進めます。 〇知床世界自然遺産の保全 ・遺産地域の自然環境の厳格な保全と適正な利用を図るため、知床の原生的な自然にふさわしい利用ルールの普及啓発を進めます。 〇森林やみどりの保全 ・原生林など貴重な森林の保全を図ります。 ・森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けた森林の整備・保全を進めます。	②生物多様性の保全 〇自然公園等のすぐれた自然環境の保全 ・自然公園、道自然環境保全地域等の適切な保護管理を進めます。 ・湿原生態系の適切な保全を図ります。 ・国際的に重要な湿地のラムサール条約への登録を推進します。 ・自然再生事業を推進します。 ・道自然環境保全地域、環境緑地保護地区等の保全のために必要な施設の整備や保全事業等を実施します。 ・自然公園の保護と適切な利用を進めるための施設整備を推進します。 ・自然公園や自然環境保全地域等及び鳥獣保護区等の適切な保護管理が行われるよう、自然保護監視員等を配置し、違法行為の監視や利用者の指導を図ります。 〇鳥獣保護区の指定等 ・身近な鳥獣の生息地の保護を図るための鳥獣保護区の指定等を進め、自然とのふれあいや環境教育の場を確保します。 また、野生鳥類とのふれあいの場である野鳥の森等の維持管理を行います。 ・野生動物に人への過度な依存や人馴れを生じさせる恐れのある餌付け行為の防止を図ります。 〇希少野生動植物種の保全 ・本道の生物多様性の豊かさを象徴する希少野生動植物種の保護を図ります。 〇外来種による生態系等への影響の低減 ・外来種の野生化を防止するとともに、本道の生物の多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来種の防除を進めます。 〇知床世界自然遺産の保全 ・遺産地域の自然環境の厳格な保全と適正な利用を図るため、知床の原生的な自然にふさわしい利用ルールの普及啓発を進めます。 〇森林やみどりの保全 ・原生林など貴重な森林の保全を図ります。 ・森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けた森林の整備・保全を進めます。	・道庁関係部局の意見を踏まえ修正
③産業活動等との調和 〇漁業などの産業活動の安定的な発展への配慮 ・北海道遊漁指針の方向性を踏まえ、遊漁者のマナーやモラルの向上、ルールに基づいた資源・水面の利用を図ります。	③産業活動等との調和 〇漁業などの産業活動の安定的な発展への配慮 ・北海道遊漁指針の方向性を踏まえ、遊漁者のマナーやモラルの向上、ルールに基づいた資源・水面の利用を図ります。	
４　自然とふれあう場の確保、機会の提供 基本方向 多くの人が安全に、快適なアウトドア活動を行うことのできる場や機会を確保し、提供することは、人々が自然とのふれあいを通じて、精神的な安らぎや満足を得たいという欲求を充たす機会だけでなく、生物多様性や環境教育の学習の機会、産業や地域に対する理解を深める機会を提供する効果が期待できます。 このため、道民が自然とふれあうことのできる自然公園や、森林、海岸、都市公園などの施設整備を進め、自然とふれあう場の確保に努めます。 また、これらの施設を利用した体験プログラムや教育プログラム等の実施を通じて、道民等が自然と接する機会を提供するための条件整備を進めます。	４　自然とふれあう場の確保、機会の提供 基本方向 多くの人が安全に、快適なアウトドア活動を行うことのできる場や機会を確保し、提供することは、人々が自然とのふれあいを通じて、精神的な安らぎや満足を得たいという欲求を充たす機会だけでなく、生物多様性や環境教育の学習の機会、産業や地域に対する理解を深める機会を提供する効果が期待できます。 このため、道民が自然とふれあうことのできる自然公園や、森林、海岸、都市公園などの施設整備を進め、自然とふれあう場の確保に努めます。 また、これらの施設を利用した体験プログラムや教育プログラム等の実施を通じて、道民等が自然と接する機会を提供するための条件整備を進めます。	

北海道アウトドア活動振興推進計画（第５期計画（R3～R7））（案）新旧対照表

資料２

第５期計画（案）	第４期計画	備考
展開方向 ①自然とふれあう場の確保 〇森林や木材とふれあう場等の確保 ・「道民の森」等を活用した学習機会の確保や、森林や木材とふれあう場の確保を進めます。 〇海とふれあう場の確保 ・海とのふれあいや海岸浴を行う場を確保するため、海水浴、キャンプ、散策路等の整備を促進します。 〇自然体験型のレクリエーション施設の整備 ・自然とのふれあいを楽しむアウトドア活動の機会を拡充するため、本道の風土や地域の特色を生かした自然体験型のレクリエーション施設の整備を促進します。 〇国立・国定公園や道立自然公園における利用施設の整備 ・国立・国定公園や道立自然公園の優れた風景地の保護と適正な公園利用を推進するため遊歩道や野営場、植生保護のための木道設置等自然公園施設の整備を進めます。	展開方向 ①自然とふれあう場の確保 〇森林や木材とふれあう場等の確保 ・「道民の森」等を活用した学習機会の確保や、森林・木材とふれあう場の確保を進めます。 〇海とふれあう場の確保 ・海とのふれあいや海岸浴を行う場を確保するため、海水浴、キャンプ、散策路等の整備を促進します。 〇自然体験型のレクリエーション施設の整備 ・自然とのふれあいを楽しむアウトドア活動の機会を拡充するため、本道の風土や地域の特色を生かした自然体験型のレクリエーション施設の整備を促進します。 〇国立・国定公園や道立自然公園における利用施設の整備 ・国立・国定公園や道立自然公園の優れた風景地の保護と適正な公園利用を推進するため遊歩道や野営場、植生保護のための木道設置等自然公園施設の整備を進めます。	・道庁関係部局の意見を踏まえ修正
②自然とふれあうための条件整備及び機会の提供 〇森林や木材とふれあう機会の充実 ・木育マイスターや森林インストラクターなどの指導者と協力し、道民の森や道有林等を活用した森林観察会や木工教室、商業施設での木育イベントの実施など、道民が森林や木材とふれあう機会の確保を図ります。 〇エコツーリズムの推進 ・地域特性を踏まえたエコツーリズムを推進します。 〇グリーン・ツーリズムの推進 ・地域の特性を活かした自然・農林水産業体験等、都市と農山漁村との交流を促進し、グリーン・ツーリズムを推進します。 〇身近な自然と親しむ機会の確保 ・自然や生物多様性に対する知識と理解を深め、自然を大切にする機運を高めるため、自然教室などの開催や自然に係る情報提供等を行います。 ・ユネスコ世界ジオパークに認定されている洞爺湖有珠山ジオパークやアポイ岳ジオパークをはじめとする本道のジオパークに係る情報発信等を行います。 〇自然と親しむ野外体験活動の機会の充実 ・青少年の心身ともに健全な育成を図るため自然体験学習や野外体験活動の機会の充実を図ります。	②自然とふれあうための条件整備及び機会の提供 〇森林や木材とふれあう機会の充実 ・木育マイスターや森林インストラクターなどの指導者と協力しながら森林とふれあうプログラムの提供、道民の森や道有林等を活用した森林観察会の開催など、道民が森林や木材とふれあう機会を充実します。 〇エコツーリズムの推進 ・地域特性を踏まえたエコツーリズムを推進します。 〇グリーン・ツーリズムの推進 ・地域の特性を活かした自然・農林水産業体験等、都市と農山漁村との交流を促進し、グリーン・ツーリズムを推進します。 〇身近な自然と親しむ機会の確保 ・自然や生物多様性に対する知識と理解を深め、自然を大切にする機運を高めるため、自然教室などの開催や自然に係る情報提供等を行います。 〇自然と親しむ野外体験活動の機会の充実 ・青少年の心身ともに健全な育成を図るため自然体験学習や野外体験活動の機会の充実を図ります。	・同上 ・同上

北海道アウトドア活動振興推進計画（第５期計画（R3～R7））（案）新旧対照表

資料２

第５期計画（案）	第４期計画	備考
５ 体験型観光の推進 基本方向 自然環境に恵まれた北海道の優位性を活かしたアウトドア活動等の体験型観光は、滞在型の観光地づくりを推進する上で、重要なアイテムの一つとして、期待が高まっています。 このため、地域における体験型観光の通年化や外国人も含めた様々な観光客のニーズにマッチした新たなメニューづくりを促すとともに、外国人観光客や教育旅行などを受入れるための体制整備を進めます。 【指標】体験型観光を目的として訪れる道外観光客の割合 Ｒ２(2020) 8.3% → Ｒ７(2025) 10.3% （前期目標達成状況：H28(2016) 6.6% → Ｒ２(2020) 8.3%（目標 8.0%））	５ 体験型観光の推進 基本方向 自然環境に恵まれた北海道の優位性を活かしたアウトドア活動等の体験型観光は、滞在型の観光地づくりを推進する上で、重要なアイテムの一つとして、期待が高まっています。 このため、地域における体験型観光の通年化や外国人も含めた様々な観光客のニーズにマッチした新たなメニューづくりを促すとともに、外国人観光客や教育旅行などを受入れるための体制整備を進めます。 【目標】体験型観光を目的として訪れる道外観光客の割合 (H28) 6.6% → (H32) 8%	・道庁関係部局の意見を踏まえ修正
展開方向 ①地域の特色を生かした魅力ある商品づくり ・ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据え、広大な自然や密になりにくいアウトドア環境など、北海道の優位性や価値を生かしつつ、アウトドア事業者等との連携により、様々な世代、外国人等の観光客に応じた体験メニューの開発を進めます。 ・地域の体験観光事業者はもとより、宿泊事業者などの地元観光事業者、農業や漁業などの一次産業との連携を通じて、アウトドア、グリーン・ツーリズム等、幅広い分野にわたる地域資源をコーディネートしたユニークな観光商品づくりを促進します。 ・北海道の冬を楽しむスポーツやアウトドア活動との組み合わせ等により、オフシーズンにおける体験メニューの拡充を促進します。 ・北海道の豊かな自然環境や地域の特色を生かし、流氷ウォーキングやスノーラフティングをはじめとするアクティビティなど、新たな体験メニューの創出に取り組みます。	展開方向 ①地域の特色を生かした魅力ある商品づくり ・アウトドア事業者等との連携により、地域の特色ある資源を生かした体験メニューの発掘や様々な世代、外国人等の観光客に応じた体験メニューの開発を進めます。 ・地域の体験観光事業者はもとより、宿泊事業者などの地元観光事業者、農業や漁業などの一次産業との連携を通じて、アウトドア、グリーン・ツーリズム等、幅広い分野にわたる地域資源をコーディネートしたユニークな観光商品づくりを促進します。 ・北海道の冬を楽しむスポーツやアウトドア活動との組み合わせ等により、オフシーズンにおける体験メニューの拡充を促進します。	・ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた対応について追記 ・部会意見を踏まえ修正
②受入体制の整備 〇外国人観光客の受入体制の整備 ・外国人観光客に安全で満足度の高いサービスを提供するため必要な情報、ノウハウの提供や受入対応研修などを通じて、アウトドア事業者などによる受入体制の整備を促進します。 ・国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化等の動向を注視するとともに、国立公園を活動のフィールドとするアウトドアガイドの認知度向上を図っていきます。 〇教育旅行の受入体制の整備 ・地域内のアウトドア事業者やグリーン・ツーリズム事業者、産業観光関連施設などの連携を図り、教育旅行の受入体制の整備を進めます。	②受入体制の整備 〇外国人観光客の受入体制の整備 ・外国人観光客に安全で満足度の高いサービスを提供するため必要な情報、ノウハウの提供や受入対応研修などを通じて、アウトドア事業者などによる受入体制の整備を促進します。 ・昨今、本道において、北海道の自然や文化、アクティビティを活用し、外国人観光客の誘客を積極的に進めるアドベンチャートラベルの取組が見られることから、その中で、北海道アウトドアガイドの認知度向上や利用拡大を図ります。 ・国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化等の動向を注視するとともに、国立公園を活動のフィールドとするアウトドアガイドの認知度向上を図っていきます。 〇教育旅行の受入体制の整備 ・地域内のアウトドア事業者やグリーン・ツーリズム事業者、産業観光関連施設などの連携を図り、教育旅行の受入体制の整備を進めます。	・アドベンチャートラベルに関する記述を削除（後段で独立して項目立て）

北海道アウトドア活動振興推進計画（第５期計画（R3～R7））（案）新旧対照表

資料２

第５期計画（案）	第４期計画	備考
③体験型観光の宣伝・誘致 ・アウトドア活動を含む道内の体験型観光に関する各種のプロモーション活動を通じて、道内外にアウトドア活動をはじめとした体験型観光の需要拡大を図ります。	③体験型観光の宣伝・誘致 ・アウトドア活動を含む道内の体験型観光に関する各種のプロモーション活動を通じて、道内外にアウトドア活動をはじめとした体験型観光の需要拡大を図ります。	
④持続可能な体験観光への取組 ・UNWTO では、持続可能な観光を「訪問客、産業、環境、受け入れ地域の需要に適合しつつ、現在と未来の経済、社会、環境への影響に配慮した観光」と定義しており、体験型観光に係る施策の推進に当たっては、「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」の考え方に沿って、マネジメント、社会経済、文化、環境の四つの分野に配慮した取組を進めます。		・道庁関係部局の意見を踏まえ修正
６ アドベンチャートラベルの推進 基本方向 アドベンチャートラベルは、約 70 兆円を超える市場規模を持つとされる、自然体験、アウトドアアクティビティ及び異文化体験のうち２つ以上を組み合わせた旅行形態であり、欧米の富裕層を主な顧客とし、顧客一人当たりの消費額が一般的な観光客に比べて多いとされています。 令和３年（2021 年）９月に、「アドベンチャートラベル・ワールドサミット」が、アジアで初めて、北海道において、バーチャルで開催されたほか、サミット最終日に令和５年（2023 年）のサミット開催地に北海道が内定した旨発表されました。こうしたことを契機に、アドベンチャートラベルが北海道観光を代表するツーリズムの１つとなることが期待されます。 アドベンチャートラベルを推進するため、アクティビティの技能の高さや救急対応を含む安全性の確保はもとより、地域の自然や文化の歴史に関する知識、地域の生態系への配慮、顧客のニーズを汲んだ柔軟な対応など、幅広くかつ質の高い役割を果たすことができるガイドの育成に取り組みます。 【目標】アドベンチャートラベルに対応する商品数 Ｒ２（2020）59 → Ｒ７(2025) 177 ※商品数：道、北海道観光振興機構等（ATWS 実行委員会の構成機関）がグローバルスタンダードを踏まえて認定した AT 商品の数		・アドベンチャートラベルの推進について、新たに項目立て ・道庁関係部局の意見を踏まえ修正
展開方向 ①認知度向上・機運醸成 ・令和３年（2021 年）９月の「アドベンチャートラベル・ワールドサミット」開催を契機に、北海道におけるアドベンチャートラベルの認知度向上及び全道的な推進に向けた機運の醸成を図ります。		
②人材の育成 ・アドベンチャートラベルのガイドに求められる、アクティビティの技能の高さや救急対応を含む安全性の確保、地域の自然や文化の歴史に関する知識、地域の生態系への配慮など、幅広くかつ質の高い役割を果たすことができるガイドの育成に取り組みます。 ・外国人顧客が多いアドベンチャートラベルにおいて必要となる、ガイドの外国語技能や顧客のニーズを汲んだ柔軟な対応などの能力向上に取り組みます。		

資料２

第５期計画（案）	第４期計画	備考
・アドベンチャートラベルに対応した「新しいガイド制度のあり方」について検討します。 ③魅力的なコースの造成 ・道内外の旅行会社やガイド等と連携・協力して、北海道におけるアドベンチャートラベルに関する商品造成及び品質の向上に取り組みます。 ・数多くの自然公園やジオパークをはじめ、アイヌの人たちの独自の歴史や文化、北海道・北東北の縄文遺跡群など、北海道に存する豊かな自然・歴史・文化を活用した魅力的なコースの造成に取り組みます。 ④北海道のブランド化とネットワークの構築 ・アドベンチャートラベルに関するガイドやコース等のプロモーションにより、アドベンチャートラベルの好適地である北海道のブランド力向上を図ります。 ・サミットの開催を契機に、本道を訪れて直にその魅力に接してみたいと思っていただく方々を世界中に増やすとともに、国内はもとより、世界のアドベンチャートラベル関係者とのネットワークの構築に取り組みます。		・部会意見を踏まえ修正
Ⅳ 各主体に期待する役割 条例の基本理念を実現していくためには、アウトドアガイド、アウトドア事業者、アウトドア活動を行う者、道民がそれぞれの立場から様々な取組を推進して、自然環境の保全、住民生活との調和等に努める必要があります。	Ⅳ 各主体に期待する役割 条例の基本理念を実現していくためには、アウトドアガイド、アウトドア事業者、アウトドア活動を行う者、道民がそれぞれの立場から様々な取組を推進して、自然環境の保全、住民生活との調和等に努める必要があります。	
１ アウトドアガイド及びアウトドア事業者 アウトドア活動を行う者にガイドサービスを提供するアウトドアガイドやアウトドア事業者は、安全の確保とともに、自然環境の保全、住民生活、産業活動への配慮が求められます。 また、アウトドアガイドは、専門家として、アウトドア活動を行う者に対し、安全の確保、自然環境の保全等のため守るべきアウトドア活動のルールとマナーについての指導を行うことが求められるとともに、利用者の自然環境への理解を深めることを通じて、自然環境や生物多様性の保全に寄与することが期待されます。 このほか、アウトドアガイドには、プロのガイドとして、常に利用者に安全で、より質の高いサービスを提供できるよう、レベルの維持及びスキルアップに努めていくことが期待されます。 また、アウトドア事業者には、体験観光事業者として、利用者に安全で良質なサービスを提供するため、優れたアウトドアガイドの育成、確保に向けて、ガイドのスキルアップを図る社内研修の充実に努めていくことが期待されます。	１ アウトドアガイド及びアウトドア事業者 アウトドア活動を行う者にガイドサービスを提供するアウトドアガイドやアウトドア事業者は、安全の確保とともに、自然環境の保全、住民生活、産業活動への配慮が求められます。 また、アウトドアガイドは、専門家として、アウトドア活動を行う者に対し、安全の確保、自然環境の保全等のため守るべきアウトドア活動のルールとマナーについての指導を行うことが求められるとともに、利用者の自然環境への理解を深めることを通じて、自然環境や生物多様性の保全に寄与することが期待されます。 このほか、アウトドアガイドには、プロのガイドとして、常に利用者に安全で、より質の高いサービスを提供できるよう、レベルの維持及びスキルアップに努めていくことが期待されます。 また、アウトドア事業者には、体験観光事業者として、利用者に安全で良質なサービスを提供するため、優れたアウトドアガイドの育成、確保に向けて、ガイドのスキルアップを図る社内研修の充実に努めていくことが期待されます。	
２ アウトドア活動を行う者 アウトドア活動を行う者は、野外活動に伴うリスクをよく認識し、自らの責任で安全の確保に努めることが求められます。 また、アウトドア活動を行う際には、活動の種類や活動場所に応じたルールとマナーをよく守り、自然環境の保全のほか、他の活動者、地域の住民や産業活動等に影響を及ぼさないよう配慮することが求められています。	２ アウトドア活動を行う者 アウトドア活動を行う者は、野外活動に伴うリスクをよく認識し、自らの責任で安全の確保に努めることが求められます。 また、アウトドア活動を行う際には、活動の種類や活動場所に応じたルールとマナーをよく守り、自然環境の保全のほか、他の活動者、地域の住民や産業活動等に影響を及ぼさないよう配慮することが求められています。	
３ 道民 道民には、自然とふれあうアウトドア活動への参加の機会を通じて、自然のすば	３ 道民 道民には、自然とふれあうアウトドア活動への参加の機会を通じて、自然のすば	

資料２

第５期計画（案）	第４期計画	備考
らしさ、大切さを理解し、将来の世代のために、自然環境や生物多様性を保全する心を育てるとともに、自然と共生する北海道らしいライフスタイルの形成が心の豊かさと潤いを実感できる社会の実現に寄与するものであることについて認識することが期待されます。 　また、より多くの道民が、このようなアウトドア活動の意義を理解し、アウトドア活動の体験を持つことが期待されます。 Ⅴ 計画の推進 １ 推進体制 　時代の変化に適切に対応したアウトドア活動の振興を図るため、道として、アウトドア活動の実態を踏まえた施策を機動的かつ効果的に進める必要があります。 　このため、関係部局の横断的な連携のもと、計画の実効性ある推進に努めます。 ２ 道民、アウトドア事業者、行政機関などとの連携・協力 　この計画の推進に当たっては、アウトドア事業者をはじめ、道民等の主体的な取組を基本に国や市町村と連携して取り組んでいきます。 　また、アウトドア活動を巡る地域課題を解決していくためには、道民、アウトドア事業者、行政機関など様々な主体の協働の取組が必要であることから、効果的なネットワークの形成などに努めます。 ３ 推進管理 　この計画の推進に当たっては、アウトドア活動を巡る情勢の変化等に対応した的確な施策の展開を図ります。 　また、この計画に基づく施策の推進状況を把握し、施策への反映に努めます。 ＜参考＞北海道アウトドア活動振興条例は省略	らしさ、大切さを理解し、将来の世代のために、自然環境や生物多様性を保全する心を育てるとともに、自然と共生する北海道らしいライフスタイルの形成が心の豊かさと潤いを実感できる社会の実現に寄与するものであることについて認識することが期待されます。 　また、より多くの道民が、このようなアウトドア活動の意義を理解し、アウトドア活動の体験を持つことが期待されます。 Ⅴ 計画の推進 １ 推進体制 　時代の変化に適切に対応したアウトドア活動の振興を図るため、道として、アウトドア活動の実態を踏まえた施策を機動的かつ効果的に進める必要があります。 　このため、関係部局の横断的な連携のもと、計画の実効性ある推進に努めます。 ２ 道民、アウトドア事業者、行政機関などとの連携・協力 　この計画の推進に当たっては、アウトドア事業者をはじめ、道民等の主体的な取組を基本に国や市町村と連携して取り組んでいきます。 　また、アウトドア活動を巡る地域課題を解決していくためには、道民、アウトドア事業者、行政機関など様々な主体の協働の取組が必要であることから、効果的なネットワークの形成などに努めます。 ３ 推進管理 　この計画の推進に当たっては、アウトドア活動を巡る情勢の変化等に対応した的確な施策の展開を図ります。 　また、この計画に基づく施策の推進状況を把握し、施策への反映に努めます。 ＜参考＞北海道アウトドア活動振興条例は省略	